

**各位**

令和7年11月18日、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課よりメールにて下記の情報がありましたのでお知らせいたします。

記

**【情報提供】労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について他**

(周知依頼文より抜粋)

関係団体各位

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解を賜り誠にありがとうございます。  
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課です。

標記の件につきまして、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(令和7年11月18日厚生労働省令第113号)等が本日11/18付けで公布等されましたので、関連法令・関連通達等を傘下の会員事業場等に周知いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本改正省令等は、皮膚等障害化学物質等について告示で規定することとするものですが、対象物質の変更はございません。

関連法令

・改正省令

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001596506.pdf>

・告示

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001596507.pdf>

関連通達等

・省令等

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001596516.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001596517.pdf>

上記省令等は以下のURLで掲載しております。

[化学物質による労働災害防止のための新たな規制について | 厚生労働省](#)

お忙しいところ恐縮でございますが、何卒よろしくお願ひします。

厚生労働省 労働基準局安全衛生部 化学物質対策課 化学物質評価室

